

小金井市民交流センターの取得の賛否を問う市民投票条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、小金井市民交流センターの取得の賛否を問う市民投票条例（平成23年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（選挙管理委員会の事務）

第2条 小金井市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）は、条例第3条第2項の規定により委任を受けた市民投票（以下「市民投票」という。）の管理及び執行に関する事務を行うものとする。

（投票資格者名簿の作成）

第3条 選挙管理委員会は、条例第4条第1項に規定する投票資格者名簿を作成及び保管する任に当たるものとする。

2 投票資格者名簿の作成は、小金井市が執行する選挙において使用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第4章に規定する選挙人名簿に準ずる形式によるものとする。

3 投票資格者名簿には、条例第4条に規定する投票資格者（以下「投票資格者」という。）の氏名、住所、生年月日及び性別を記載（第5項の規定により電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をもって作成する投票資格者名簿にあっては、記録）しなければならない。

4 投票資格者名簿は、第11条第1項に規定する投票区ごとに編製する。

5 投票資格者名簿は、電磁的記録をもって作成することができる。

（登録）

第4条 選挙管理委員会は、条例第5条第3項の規定による告示の日の前日（投票資格者名簿に登録される資格のうち投票資格者の年齢については、同条第1項に規定する市民投票の期日（以下「投票日」という。））現在により、投票資格者を当該告示の日に投票資格者名簿に登録しなければならない。

2 選挙管理委員会は、前項の規定により投票資格者を投票資格者名簿に登録したときは、直ちに被登録者の総数を告示しなければならない。

（閲覧）

第5条 選挙管理委員会は、前条第1項の規定による登録を行った場合は、当該登

録日に、投票資格者名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を当該登録した者（代理人を含む。）の閲覧（当該登録した者の当該部分に限る。）に供しなければならない。

2 選挙管理委員会は、前項の閲覧の日の3日前までに、閲覧の場所を告示しなければならない。

（異議の申出）

第6条 投票資格者は、投票資格者名簿の登録に関し不服があるときは、前条第1項の閲覧の日に選挙管理委員会に対し、文書で異議を申し出ることができる。

2 選挙管理委員会は、前項の異議の申出を受けたときは、申出を受けた日から3日以内に当該申出が正当であるか否かを決定しなければならない。この場合において、申出が正当であると決定したときは、申出に係る者を直ちに投票資格者名簿に登録し、又は投票資格者名簿から抹消しなければならない。

3 選挙管理委員会は、前項の規定により投票資格者名簿の登録もしくは抹消を行い、又は投票資格者に該当しない旨の決定をしたときは、書面により異議の申出人に通知しなければならない。

（投票資格者名簿への補正登録）

第7条 選挙管理委員会は、第4条第1項の規定により投票資格者名簿の登録をした日後、当該登録の際に投票資格者名簿に登録される資格を有し、かつ、引き続きその資格を有する者が投票資格者名簿に登録されていないことを知ったときは、その者を直ちに投票資格者名簿に登録しなければならない。

（投票資格者名簿の訂正）

第8条 選挙管理委員会は、投票資格者名簿に登録されている者に関する記載内容（第3条第5項の規定により電磁的記録をもって投票資格者名簿を作成する場合にあっては、記録内容）に変更があったこと、又は誤りがあることを知った場合には、直ちにその記載又は記録の内容の修正又は訂正をしなければならない。

（投票資格者名簿の抹消）

第9条 選挙管理委員会は、投票資格者名簿に登録されている者に関して次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに投票資格者名簿から抹消しなければならない。

- (1) 死亡したことを知ったとき。
- (2) 日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (3) 永住外国人でなくなったことを知ったとき。

- (4) 本市の住民基本台帳の記録から抹消されたことを知ったとき。
- (5) 外国人登録原票に登録されている居住地が小金井市の区域内でなくなったことを知ったとき。
- (6) 登録時において登録の要件を満たしていなかったことを知ったとき。

(情報の提供)

第10条 条例第10条に規定する情報の提供は、市報こがねい及び市ホームページへの掲載その他の適切な方法により行う。

- 2 市長は、前項に規定するもののほか、必要に応じ情報提供のための施策を行うことができる。

(投票区及び開票区)

第11条 投票区は、公職選挙法第17条第2項の規定により設けられた投票区とする。

- 2 開票区は、市の区域とする。

(投票管理者)

第12条 選挙管理委員会は、投票所ごとに投票管理者を置く。

- 2 投票管理者は、投票資格者の中から選挙管理委員会の選任した者をもってこれに充てる。
- 3 投票管理者は、投票に関する事務を担当する。
- 4 投票管理者は、投票資格者でなくなったときは、その職を失う。

(投票立会人)

第13条 選挙管理委員会は、各投票区における投票資格者名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、2人以上5人以下の投票立会人を選任し、投票日の3日前までに、本人に通知しなければならない。

(投票所)

第14条 投票所は、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(投票用紙の様式)

第15条 条例第6条第2項の投票用紙は、様式第1号のとおりとする。

(点字投票)

第16条 条例第6条第1項に規定する投票人は、視覚障害を有するために、点字によって投票をしようとする場合には、投票管理者に対して、その旨を申し立てなければならない。この場合においては、投票管理者は、点字投票である旨の表示をした投票用紙(様式第2号)を交付しなければならない。

(点字投票の無効投票)

第17条 点字投票の無効投票については、条例第9条の規定を適用する。

(代理投票)

第18条 条例第6条第5項の規定による代理投票（以下「代理投票」という。）をしようとする者は、投票管理者に申請しなければならない。

2 投票管理者は、前項の規定による申請があったときは、投票立会人の意見を聴いて、当該投票人の投票を補助すべき者2人をその承諾を得て定め、その1人に投票の記載をする場所において投票用紙に当該投票人が指示する賛成又は反対を記載させ、他の1人をこれに立ち合わせなければならない。

(期日前投票等)

第19条 条例第7条に規定する期日前投票又は不在者投票を行う場合の実施方法は、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）並びに小金井市選挙執行規程（平成12年選挙管理委員会規程第1号）の規定の例による。ただし、公職選挙法第49条第4項から第8項までの規定は、適用しない。

2 前項の規定により例によるとされた公職選挙法第49条第1項に規定する不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所は、選挙管理委員会委員長が管理する不在者投票所及び東京都選挙管理委員会が指定する市内施設の長が管理する不在者投票所に限る。

3 条例第4条第1項第1号の投票資格者のうち年齢満18年もしくは19年のもの又は同項第2号の投票資格者が、第1項の規定により例によるとされた公職選挙法第49条第2項の規定により郵便等による投票を行うに当たっては、投票日前4日までに、選挙管理委員会委員長に対して、公職選挙法施行令第59条の3第3項に掲げる文書を添付の上、当該投票人が署名（点字によるものを除く。）をした文書により、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求するものとする。

(投票録の作成)

第20条 期日前投票における投票管理者は、小金井市民交流センターの取得の賛否を問う市民投票期日前投票所投票録（様式第3号）を作成し、投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

2 投票管理者は、小金井市民交流センターの取得の賛否を問う市民投票所投票録（様式第4号）を作成し、投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

(開票管理者)

第21条 開票所に、開票管理者を置く。

2 開票管理者は、投票資格者の中から選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる。

3 開票管理者は、開票に関する事務を担当する。

4 開票管理者は、投票資格者でなくなったときは、その職を失う。

(開票立会人の選定)

第22条 選挙管理委員会は、投票資格者名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て、3人以上6人以下の開票立会人を選任し、投票日の3日前までに本人に通知しなければならない。

(開票録の作成)

第23条 開票管理者は、市民投票開票所開票録(様式第5号)を作成し、開票に関する次第を記載し、開票立会人とともに、これに署名しなければならない。

(投票結果の告示の様式)

第24条 条例第12条の告示は、様式第6号により行うものとする。

(投票及び開票)

第25条 第2条から前条までに規定するもののほか、市民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、公職選挙法、公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則並びに小金井市選挙執行規程の規定の例による。

(委任)

第26条 この規則に定めるもののほか、市民投票の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。